

民泊、管理業者に登録制

政府が新法 トラブル対応義務に

住宅の空き部屋を宿泊施設として使う民泊の普及に向け政府が検討する新法の骨格が分かった。管理業者を登録制とし、近隣住民との間でトラブルが起きた場合の対応を義務付ける。問題を放置した場合営業を禁じる。責任の所在と問題への対応を明確にする一

方、住宅地での民泊や短期の宿泊も認めるなど営業の要件を緩める。訪日客急増による大都市の木テル不足（3面きょうのことば）に対応する。国土交通省や厚生労働省の有識者会議で法案を詰め、2017年の通常国会への提出をめざす。民泊は訪日客の急増を背景に、ネットを通じて広がった。厚労省は有料で繰り返し客を泊めるには旅館業法の許可が必要との立場で、今の民泊は多くが違法だ。近隣住民とのトラブルも増えており対応に乗り出す。新法の柱は民泊業者の登録制度だ。実際の物件の管理者が対象で、不動産を仲介する宅建業者や旅館業者を想定。カギの管理、宿泊者の本人確認、ゴミ出しのルール告知などの義務を課す。

「民泊」をめぐる制度見直し

いまの民泊	どんな内容？	インターネット仲介で広がる
	何が問題？	旅館業法違反。近隣トラブル放置も
民泊特区の設置	2016年1月	国家戦略特区の東京都大田区でまず開始 滞在7日以上が条件
	16年4月	旅館業法の「簡易宿所」に民泊を位置づけ、面積要件を緩和 住宅地は認められず
旅業法の規定見直し	17年度にも	●管理業者に登録制を導入し、トラブル対応を義務づけ ●賠償保険も強制加入 ●1泊2日からOK 規模の小さな業者の事業展開は困難

れば登録を取り消し営業を禁じる。業者に賠償保険への加入も求め、宿泊者がマンションの共有設備などを壊した場合に備に償うようにする。米エアビーアンドビー社をはじめ民泊の仲介サ